

# 石川県公報

平成 28 年 10 月 11 日

第 1 2 9 4 3 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目

## 次

## 告 示

- 道路の区域の変更  
○道路の供用の開始

(道路整備課) 1  
( 同 ) 1

## 公 告

- 道路の位置の指定公告 (建築住宅課) 1

## 告

## 示

## 石川県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年10月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年10月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
近岡諸江線	金沢市問屋町一丁目28番1地先から 金沢市直江町イ17番1地先まで	旧	16.02~21.42 57.2	
		新	16.02~29.73 57.2	

## 石川県告示第459号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年10月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年10月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
近岡諸江線	金沢市問屋町一丁目28番1地先から 金沢市直江町イ17番1地先まで	平成 28 年 10 月 11 日	県央土木 総合事務所 維持管理課

## 公

## 告

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年10月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
鳳珠郡能登町字松波イ字16番2、 17番3、22番5、25番3及び水路 の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 52.21m	野々市市横宮町96番地1 株式会社ウエノフーズサービス	平成28年9月28日